

東大阪市文化芸術人材バンクに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市文化芸術人材バンク（以下「バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 バンクは、市内で文化芸術活動を行う団体及び個人（以下「人材」という。）の情報を集積し、市民に人材の情報を公開及び周知することにより、市民が文化芸術に親しめる環境づくりを図るとともに、人材に活動の場を提供し、本市の文化芸術振興に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 文化のまち推進課にバンクを設ける。

(登録及び抹消)

第4条 バンクへの登録を行おうとする個人または団体（団体においては代表者。以下「申請者」という。）は、バンク登録申請書（様式第1）を提出し、登録の承認を受けなければならない。

2 募集期間は特にこれを定めず、随時受け付けるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録をすることができない。

（1）申請者が、18歳未満の場合で保護者の同意がない場合

（2）活動が暴力団の利益になる場合

（3）申請者ならびに申請団体の役員及び構成員が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合

（4）活動内容または目的が公序良俗に反する場合

（5）政治活動又は宗教活動を目的とする場合

（6）人材バンクを利用する者の意に反して商品の押売り等を行う場合

（7）青少年の健全な育成を阻害する場合

（8）東大阪市が実施するアンケート等に協力しない場合

（9）その他、市長が、当該申請者を登録することが不適当と判断した場合

4 市長は、第1項の申請に基づく当該申請者のバンクへの登録を承認したときはバンク登録承認書（様式第2）、不承認としたときはバンク登録不承認書（様式第3）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、登録を受けた人材（以下「登録者」という。）が登録要件を欠くこととなったとき、または辞退の申し出があったときは、その登録を抹消する。

6 登録者は、登録した情報に変更が生じた場合には、速やかに市長へ報告するものとする。

7 登録者は、前2項の申し出及び報告をバンク登録内容変更届（様式第4）によって行うものとする。

(公開)

第5条 市長は、登録者の同意を得た情報について公開するものとする。

(バンクの利用)

第6条 登録者への連絡及び依頼は利用者が直接行うものとし、当事者及び第三者に損害等が生じた場合において、東大阪市は責任を負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、バンクの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。